

青森県報

第三千八百五十一号

平成二十六年
六月四日
(水曜日)

告 示

青森県告示第四百四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定に基づき平成二十六年三月三十一日専決処分した平成二十五年青森県一般会計補正予算（専決第三号）の要領は、次のとおりである。

平成二十六年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

告 示

平成二十五年青森県一般会計補正予算（専決第三号）の要領	（財政課）	一
平成二十六年青森県一般会計補正予算（専決第一号）の要領	（同）	三
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	（高年齢福祉保険課）	四
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	（同）	五
公 告		
青森県労働委員会の委員の辞任に伴う補欠委員の推薦	（労政・能力開発課）	五
建設業者の許可の取消し	（西北地域局）	六
出先機関		
土地改良区の役員の就任	（中南地域局）	六
土地改良事業計画変更の認可	（同）	七
土地改良区の定款変更の認可	（三八地域局）	七
土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定	（西北地域局）	七
教育委員会		
平成二十六年教科書展示会の時期及び場所	（学校教育課）	七

平成25年度青森県一般会計補正予算 (専決第3号)

平成25年度青森県一般会計補正予算 (専決第3号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算のうち、「第1表歳入予算補正」に掲げるとおり、当該款項の区分ごとの金額を補正する。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
1	県 税	121,738,772	370,165	122,108,937
3	地方消費税	13,334,417	148,478	13,482,895
5	たばこ税	1,975,279	102,967	2,078,246
8	軽油引取税	14,475,812	118,720	14,594,532
3	地方譲与税	22,599,845	185,368	22,785,213
1	地方法人特別譲与税	19,626,527	632	19,627,159
2	地方揮発油譲与税	2,760,947	174,577	2,935,524
3	石油ガス譲与税	192,756	1,764	194,520
5	航空機燃料譲与税	19,614	8,395	28,009
5	地方交付税	225,575,338	847,609	226,422,947
1	地方交付税	225,575,338	847,609	226,422,947
6	交通安全対策特別交付金	469,084	△38,388	430,696
1	交通安全対策特別交付金	469,084	△38,388	430,696
12	繰入金	29,812,797	△754	29,812,043
2	基金繰入金	29,743,664	△754	29,742,910
15	県 債	105,100,397	△1,364,000	103,736,397
1	県 債	105,100,397	△1,364,000	103,736,397
歳 入 合 計		729,149,383	0	729,149,383

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 千円	起債の 方法	利率 %	償還の方法	限度額 千円	起債の 方法	利率 %	償還の方法
道路事業	9,946,000	普通貸 借又は 債券発 行	9.0 以内	政府資金の場 合は、融通条件 による。 その他の場合 は、知事が借入 先と協議の上定 める。 ただし、県財 政の都合により 年限変更、繰上 償還又は借換す ることができる。	8,582,000	普通貸 借又は 債券発 行	9.0 以内	政府資金の場 合は、融通条件 による。 その他の場合 は、知事が借入 先と協議の上定 める。 ただし、県財 政の都合により 年限変更、繰上 償還又は借換す ることができる。
計	105,100,397	/	/	/	103,736,397	/	/	/

青森県告示第四百四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定に基づき平成二十六年五月十四日専決処分した平成二十六年年度青森県一般会計補正予算（専決第一号）の要領は、次のとおりである。

平成二十六年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

平成26年度青森県一般会計補正予算（専決第1号）

平成26年度青森県一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ692,864千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ691,692,864千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
5	地方交付税	207,184,000	217,854	207,401,854
1	地方交付税	207,184,000	217,854	207,401,854
9	国庫支出金	105,383,063	475,010	105,858,073
2	国庫補助金	63,789,867	475,010	64,264,877
歳 入 合 計		691,000,000	692,864	691,692,864
歳 出		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
2	総務費	32,967,042	24,503	32,991,545

6 選 挙 費	268,478	24,503	292,981
6 農 林 水 産 業 費	57,585,518	668,361	58,253,879
4 農 地 費	21,673,272	668,361	22,341,633
歳 出 合 計	691,000,000	692,864	691,692,864

△株式会社テ	南 部 町	中野企画株式	株式会社口	医療法人孝信会	医療法人恩幸会	社会福祉法人奥入瀬会	氏 名 称 又 は 名	指定居宅サービス事業者
四三三三 六田都田子 字下田子	三三三 字米地字下宿	上北郡東北町 字大浦字西淋代	八戸市大字石手 洗字泉筋五の五	三戸郡田子町大 字田子字上野ノ 下タ九八の七	弘前市大字石川 字石川九七	上北郡おいらせ 一町沼端三七の	主たる事務所 所在地又は住所	
貸福 与社用具	訪問看護	通所介護	通所介護	短期入所 療養介護所	訪問看護	通所介護	居宅サ ビスの種	
△株式会社テ	南部町訪問 看護ステーション	レッツ倶楽部 三沢堀口	リハビリステ ーション	テイフトス ら	石川訪問看 護ステーション ぎヨ	デイセンタ ー和花	名 称 所 在 地	居宅サ ビス事業を行う 所
四三三三 六田都田子 字下田子	三三三 字下名久井字白	三沢市大字三沢 五二堀口一七の二	八戸市大字石手 九洗字齊郷七の一	三戸郡田子町大 字田子字上野ノ 下タ九八の七	弘前市大字石川 一字大仏下二五の	上北郡おいらせ 一町下明堂五六の		
"	"	"	三六 六一	三六 五二五	三六 五二四	平成 三六 五二	指 年 月 日 定	

平成二十六年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四百四十四号
 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次
 のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に
 より公示する。

△株式会社テ	三戸郡田子町大字田子字下田子四六	特定介護用具販売	△株式会社テ	三戸郡田子町大字田子字下田子四六	"
--------	------------------	----------	--------	------------------	---

青森県告示第四百四十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十六年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人奥人瀬会	上北郡おいらせ一町沼端三七の	介護予防通所介護	デイサービスセンター和花	上北郡おいらせ一町下明堂五六の	平成二六・五・三	
医療法人恵幸会	弘前市大字石川字石川九七	介護予防訪問看護	石川訪問看護ステーションやすらぎ	弘前市大字石川一丁目大仏下二五の	二六・五・四	
株式会社口ツシユ	八戸市大字石手洗字泉筋五の五	介護予防通所介護	リハビリセンター	八戸市大字石手洗字音郷七の一	二六・六・一	
中野企画株式会社	上北郡東北町大字大浦字西淋代二二二	介護予防通所介護	レッツ倶楽部三沢堀口	三沢市大字三沢堀口一七の二五二	"	
南部町	三戸郡南部町大字苦米地字下宿二二三の一	介護予防訪問看護	南部町訪問看護ステーション	三戸郡南部町大字下名久井字白山九一の一	"	
△株式会社テ	三戸郡田子町大字田子字下田子四六	介護予防貸与	△株式会社テ	三戸郡田子町大字田子字下田子四六	"	

△株式会社テ	三戸郡田子町大字田子字下田子四六	特定介護用具販売	△株式会社テ	三戸郡田子町大字田子字下田子四六	"
--------	------------------	----------	--------	------------------	---

公 告

青森県労働委員会の委員の辞任に伴う補欠委員の推薦

青森県労働委員会第四十四期委員のうち労働者を代表する者（以下「労働者委員」という。）石田隆志が辞任することに伴い、その後任の委員を任命することになったから、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により次のとおり労働者委員の候補者の推薦を求める。

平成二十六年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 推薦資格を有する労働組合
青森県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号。以下「法」という。）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の青森県労働委員会の証明を受けた労働組合とする。
- 二 被推薦資格を有する者
候補者となる資格を有する者は、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者とする。
- 三 推薦期間
平成二十六年六月五日から同月二十四日まで
- 四 推薦方法
候補者推薦書（第一号様式）及び候補者調書（第二号様式）を所定の期日までに青森県商工労働部労政・能力開発課に提出すること。また、候補者推薦書には、法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の青森県労働委員会の証明書を添付すること（推薦書を郵送した場合は、推薦期間内に到着したもののみを有効とする。）。

(第1号様式)

青森県労働委員会委員候補者推薦書

青森県知事 三村申吾 殿 年 月 日

推薦団体 住所 氏名
氏名 年齢 所属組合名 住所

労働組合法施行令第21条第1項の規定に基づき、青森県労働委員会の労働者を代表する委員の候補者として下記の者を推薦します。

氏名	年齢	所属組合名	住所
1 氏名及び生年月日	候補者	調書	
2 本籍			
3 現住所			
4 学歴	(主な学歴を年月日を付して記入すること。)		
5 職歴	(主な職歴を年月日を付して記入すること。)		
6 労働関係の略歴	(年月日順に記入すること。)		

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年六月四日

青森県知事 三村申吾

- 一 商号又は名称 有限会社田中建工
- 二 代表者の氏名 木下 浩一
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字豊島字豊本一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般二四)第一一八三六号
- 五 取消年月日 平成二十六年五月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
左官、とび・土工、板金、塗装、防水、建具工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十六年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、平川土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十六年六月四日

中南地域農民局長 高原 至 智

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	成田 美千彦 岩淵 琢緒	平川市大坊前田一〇二 原田村元一二七	平成二六・四・一

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、鬼沢楢木土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成二十六年五月十六日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成二十六年六月四日

中南地域県民局長 高原 至 智

事業名 維持管理

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、名川土地改良区の定款の変更を平成二十六年五月十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十六年六月四日

三八地域県民局長 中 嶋 和 行

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、西津軽土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条

第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月四日

西北地域県民局長 藤 岡 正 昭

縦覧に供する種類

1 土地改良事業計画書の写し

2 定款の写し

縦覧の期間

平成二十六年六月五日から同年七月二日まで

縦覧の場所

五所川原市役所、つがる市役所及び鶴田町役場

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第五号

平成二十六年年度教科書展示会の開催時期、場所等を次のとおり定め、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）第十一条の規定により告示する。

平成二十六年六月四日

青森県教育委員会

1	番号	教科書センター名称	展示教科書	所在地及び使用する施設の名称	管理責任者氏名	予備展示期間及び時間	法定展示期間及び時間
同 今 別 分 館	東青教科書センター	小学校 中学校 高等学校	青森市栄町一丁目〇の二〇 青森市教育研修センター	東津軽郡今別町大字山崎字山崎一〇八の二 今別町立今別中学校	山谷 明		六月十三日から七月二日まで（土曜日及び日曜日を除く。） 午前九時から
小学校					高坂 治樹		

10		9		8		7		6		5		4		3		2	
同	三戸教科書センター	八戸教科書センター	同 大 間 分 館	下北教科書センター	野辺地教科書センター	十和田教科書センター	同 深 浦 分 館	西教科書センター	同 小 泊 分 館	北五教科書センター	南黒教科書センター	中弘教科書センター	同	西教科書センター	同	同	同
五戸分館	三戸教科書センター	八戸教科書センター	同 大 間 分 館	下北教科書センター	野辺地教科書センター	十和田教科書センター	同 深 浦 分 館	西教科書センター	同 小 泊 分 館	北五教科書センター	南黒教科書センター	中弘教科書センター	同	西教科書センター	同	同	同
小学校	小学校	小学校	小学校	高等学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	高等学校	小学校	高等学校	小学校	小学校	小学校	小学校	高等学校
三戸郡五戸町字天満後二二の二	三戸郡三戸町大字川守田字関根四の二	八戸市諏訪一丁目二の四	下北郡大間町大字大間字狼丁三七の二	むつ市立桜木町一九の二	上北郡野辺地町字寺ノ沢四二の四	十和田市東三番町三六の二	西津軽郡深浦町大字深浦字座野六〇	西津軽郡鰹ヶ沢町大字舞戸町字小夜一九〇	北津軽郡中泊町大字小泊字砂山一〇七六の二	五所川原市立五所川原小学校	平川市南田中北原二〇の二	弘前市大字宮園一丁目五の二	同	西津軽郡鰹ヶ沢町大字舞戸町字小夜一九〇	同	同	同
丸屋 光子	友田 博文	木村 一夫	山口 順子	菊池 治夫	蛭名 文導	福寿 邦彦	齋藤 仁志	新谷 寛	米塚 鈴子	工藤 昭博	船水 周	小山内 修	同	新谷 寛	同	同	同
		六月三日から六月十日まで（土曜日及び日曜日を除く） 午前九時から午後四時三十分まで	七月三日 午前九時から午後四時まで	七月三日 午前九時から午後四時まで													
		下北教科書センターは、六月二十三日を除く。	下北教科書センターは、六月二十三日を除く。	六月二十七日及び六月二十九日から午後一時まで	六月二十七日及び六月二十九日から午後一時まで	六月二十七日及び六月二十九日から午後一時まで	六月二十七日及び六月二十九日から午後一時まで	六月二十七日及び六月二十九日から午後一時まで	六月二十七日及び六月二十九日から午後一時まで	六月二十七日及び六月二十九日から午後一時まで	六月二十七日及び六月二十九日から午後一時まで	六月二十七日及び六月二十九日から午後一時まで	六月二十七日及び六月二十九日から午後一時まで	六月二十七日及び六月二十九日から午後一時まで	六月二十七日及び六月二十九日から午後一時まで	六月二十七日及び六月二十九日から午後一時まで	六月二十七日及び六月二十九日から午後一時まで

(発行者・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二円十五円四十四銭